

委 託 仕 様 書

業務名：岡東浄化センター第2脱水機棟ほか活性炭取替業務委託
履行場所：岡山市東区升田614-11ほか
履行期間：契約締結の日 から 令和 7 年 3 月 31 日 まで

第 1 章 総 則

第 1 節 一般事項

(目的)

第 1 条 本仕様書は、上記業務委託の基本的内容について定める。受託者は、仕様書及び図面等（以下「設計図書」という。）に基づいて本市関係職員（以下「監督員」という。）の指示に従って誠実に履行すること。なお、本業務は設計図書及び業務に関係ある法令・条例等に準拠し、定められた期間内に優秀な技術で履行すること。

(提出書類)

第 2 条 受託者は、本業務について次の関係書類を提出すること。

- | | |
|--------------------|----|
| 1. 課税事業者届 | 1部 |
| 2. 委託業務着手届 | 1部 |
| 3. 工程表 | 1部 |
| 4. 業務責任者届 | 1部 |
| 5. 下請負通知書 | 1部 |
| 6. 現場写真（A4カラー・工程毎） | 1部 |
| 7. 委託報告書 | 1部 |
| 8. 委託業務完了通知書 | 1部 |
| 9. その他監督員の指示する書類 | 1式 |

(業務責任者)

第 3 条 業務責任者は、監督員の監督を受け、契約の履行に関し、その運営、取締り等を行うほか、契約に基づく受託者の一切の権限（委託料額の変更、委託期間の変更、委託料の請求及び受領、契約の解除に係るもの等を除く。）を行使することができる。

(条件変更等)

第 4 条 設計図書に明示のない場合又は疑いを生じた場合等は、直ちに監督員に通知しなければならない。

(官公署その他への手続き)

第 5 条 この業務履行に必要な届出、手続等は、あらかじめ監督員に関係書類を提出し、その承諾を得た後、受託者がこれを代行する。これらに要する費用は、特別に本市が指示・指定したもの以外はすべて受託者の負担とする。

(災害防止等)

第 6 条 本業務の履行に当たっては、作業に従事する者の安全災害防止対策等に万全を期するほか、労働基準法、労働安全衛生法等の作業保安法令に違反することのないよう、特に留意すること。なお、履行中第三者に危害等を与えた場合は、受託者の責務において誠意をもって解決すること。また、業務履行にあたり、監督員と事前打合わせ等を行い、機場の運転管理に支障がでないよう努めること。

(臨機の処置)

第 7 条 災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。とった処置の内容は、遅滞なく監督員に報告すること。また、本業務履行中において対象機器等に異常が発見された場合、軽微な異常は調整・修理を行うこと。

(業務用電力等)

第 8 条 業務履行に必要な電力・用水は、原則として本市が支給するが、使用に際しては、あらかじめ本市の承諾を受けること。

(有資格作業)

第 9 条 受託者は本業務進捗に関し、法令等の定めるところにより有資格者の常駐等が必要な場合は、受託者の責任義務にて措置し、現場の安全就労と円滑な進捗に努めること。なお、有資格者等を選任する場合は、作業前に有資格者を証する書類の写しを提出し、監督員の承認を得ること。

(弁済復旧)

第 10 条 本業務の履行に際し、建造物、機器等を損傷しないように十分注意すること。万一損傷した場合は、監督員の指示に従い同等以上の資材をもって速やかに原状復旧を図ること。なお、復旧に要する費用はすべて受託者の負担とする。

(整理整頓)

第 11 条 受託者は、本業務の履行期間中および業務完了に際して、監督員の指示に従い履行場所全般の整理・整頓・後片づけおよび清掃等を行うこと。

(別契約の関連作業)

第 12 条 別契約の関連作業 [工事、修繕、委託等] については、当該関係者と協力し、履行場所の運転管理をも含め、全体の円滑な進捗を図ること。

(使用工具等)

第 13 条 本業務の履行に使用する工具及び機器類は、受託者の責任において準備するとともに、使用前には十分に点検整備を実施すること。ただし、専用工具等を必要とする箇所について、本市の保有する工具が必要な場合は、貸し出すものとする。受託者は、専用工具等の貸出しを受けたときは、遅滞なく借用書を提出し、貸与品の取扱いには十分注意しなければならない。

(使用材料)

第 14 条 本業務に使用する材料等は高信頼性、耐久性、安全性を具備した高品質のものであり、材料検討等により最適なものを選定し、既設品と同等か同等以上の性能を有する新品とする。同種の製品・部品等は、完全な互換性を有するものでなければならない。また、JIS 等、各種法規・規格に制定されているものについては、これに適合しなければならない。設計図書に表示されていない軽微な部品について交換が必要と考慮されるものについては、受託者が交換すること。受託者は、貸与品及び支給材料の引渡しを受けたときは、遅滞なく受領書又は借用書を提出し、貸与品及び支給材料の取扱いには、十分注意しなければならない。

(発生材の処理)

第 15 条 1. 発生材のうち、特記により引渡しを要するものは、清掃を行い指示された場所に整理し、調書を添えて監督員に引渡すこと。
2. 発生材のうち、特記により再生資源利用を図ると指定されたものは、構内にて分別を行い、所定の再生資源化処理施設等に搬入を行った後、調書を監督員に提出すること。
3. 1及び2以外の引渡しを要しないものは、すべて構外に搬出し、再生資源の利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物適正処理推進要綱、その他関係法令等に従い、適切に処理し監督員に報告すること。

なお、特別管理産業廃棄物のある場合は、特記による。

(検査)

第 16 条 本業務の履行期間中、あらかじめ監督員の指示した工程に達した時は、監督員の検査を受け、承諾を得た後に次の工程に移行すること。また、本業務完了後、受託者は、本市検査員の指示するとおり検査を受け合格しなければならない。受託者は、検査員の検査に合格しない場合、遅滞なく補修または改造をして再検査を受けなければならない。

第 2 章 特記事項

第 1 節 概要

(委託概要)

第 1 条 本業務は、岡東浄化センター旧系列初沈用ほかの活性炭の脱臭機能が低下しており、脱臭処理能力に支障をきたしているため、取替を行うものである。

(対象機器)

第 2 条 本業務の対象機器は下記のとおりとする。

1. 岡東浄化センター第2脱水機棟脱臭装置
岡山市東区升田614-11

(1) 酸性ガス用	680	kg
(2) 塩基性ガス用	880	kg
(3) 中性ガス用	770	kg

2. 岡東浄化センター第2脱水機棟生物脱臭装置
岡山市東区升田614-11

3. 岡東浄化センター旧系列エアタン用脱臭装置
岡山市東区升田614-11

(1) 酸性ガス用	720	kg
(2) 塩基性ガス用	1,250	kg
(3) 中性ガス用	750	kg

4. 金岡ポンプ場脱臭装置
岡山市東区金岡東町一丁目4-31

(1) 酸性ガス用	129	kg
(2) 塩基性ガス用	168	kg
(3) 中性ガス用	147	kg

5. 中原浄化センター脱臭装置
岡山市中区祇園865

(1) 酸性ガス用	126	kg
(2) 塩基性ガス用	152	kg
(3) 中性ガス用	126	kg

(業務内容)

第 3 条 本業務の内容は下記のとおりとする。

○ 活性炭作業手順等

1. カートリッジ内の活性炭を取出す。(全量)

※使用済み活性炭は、受託者により引取り、メーカーにて再利用する等し、適切に処理すること。

2. 本体内部の清掃及びミストセパレーターを清掃する。

3. パッキンを交換する。

4. 再生炭を投入する。

5. カートリッジ格納及び復旧を行う。

○ 荷姿

フレコンバッグ又は、10kg ～ 20kgの袋詰めとすること。

フレコンバッグ : 計量証明書の提出により数量を確認

袋詰め品 : 袋数により数量を確認する。

※監督員の確認後、カートリッジに充填すること。

○ 活性炭の性能

	中性ガス用	塩基性ガス用	酸性ガス用
形状・色	黒色・円柱状または本市監督員の承諾を受けた色・形状		
硫化メチル 吸着力5ppm (%)	4.0 以上		
アンモニア 吸着力5ppm (%)		7.0 以上	
硫化水素 吸着力5ppm (%)			30.0 以上
充填密度 (kg/m ³)	450～600	470～700	440～500
硬度 (%)	95.0 以上	95.0 以上	95.0 以上
粒度 4～6Me (%)	95.0 以上	95.0 以上	95.0 以上
乾燥減量 (%)	5.0 以下	40.0 以下	10.0 以下

- パッキン交換
活性炭カートリッジ、ミストセパレーター等のパッキン交換 一式
- 清掃
脱臭装置及びミストセパレーターの洗浄 一式
- 酸素・硫化水素濃度の測定と記録
活性炭吸着装置内等での作業前に、酸素・硫化水素の濃度測定を行うこと。
測定の記録については、報告書に記載すること。
※必要に応じて、換気設備等を設置し、安全を確認した上で作業を開始すること。
- 生物脱臭装置について
生物脱臭装置は、悪臭ガスと微生物を接触させ、臭気成分を微生物によって吸着分解除去し、脱臭を行うものである。この生物脱臭装置内には、微生物が息ししやすいセラミック製の特殊な担体が充填されており、被処理ガスに適した微生物を高濃度に繁殖させて、この充填材内で排ガス中の臭気成分は吸着分解される。原ガス成分や濃度の変化によって微生物が異常繁殖して差圧が上昇した場合、充填材の目詰まりが考慮されるため、充填材を取り出し洗浄するものである。
- 生物脱臭装置作業手順等
 1. 生物脱臭装置内の充填材を取り出し水洗浄する。
 2. 洗浄後、装置内に充填剤を設置する。
 3. 充填材の減少が著しい場合、充填材を装置内に補充する。
※ 第2脱水機棟内で保管している充填材を使用のこと。
 4. 充填材投入口、循環槽メンテナンス口の開口箇所のパッキンを交換する。
 5. 各ドレンバルブを開け循環槽、シールタンク内部を清掃する。
 6. 充填材を設置後、生物脱臭装置内の充填材に微生物の馴養を行い、生物脱臭装置の補給水及び散水量等、システム全体の運転調整を行う。
 7. 運転調整後臭気分析を行う。測定箇所及び測定項目は、以下のとおりである。
 - <測定箇所>
 - 生物脱臭装置入口
 - 生物脱臭装置処理後
 - 活性炭吸着塔処理後
 - <測定方法>
 検知管による測定
 - <測定項目>
 - 硫化水素
 - メチルメルカプタン
 - アンモニア
 - トリメチルアミン
 - 硫化メチル
 - 二硫化メチル

(施工上の注意)

- 第4条 受託者は、本業務施工に際して、以下の点に注意すること。
1. 現場施工に際し、監督員と打合せ等を行い、施設の運転に支障が出ないようにすること。
 2. 施工に伴い発生した廃棄物については、法を遵守して処分すること。
 3. 重機による機器等の搬入がある場合は、日時や進入経路を事前に監督員に連絡すること。
 4. 本仕様書に特に明記していない事項であっても、当然必要と見なされる事項（工具、雑材料等含）については、すべての受託者の負担と責任において対応すること。
 5. 生物脱臭装置に使用している薬品（水酸化ナトリウム：NaOH）は、危険な物性があるため、本薬品を取扱う前には必ず薬品メーカーから提出される「安全データシート」を熟読し、その薬品が持つ危険を充分把握した上で、薬品を取り扱うこと。また、作業には保護具を着用し、安全対策をすること。

安全データシート

初版作成日：2001年4月1日

最新版改訂日：2022年6月24日

3版

1. 化学品及び会社情報

化学名の名称 苛性ソーダ（液体）17～50%
供給者の会社名称 ナガオ株式会社
住所 岡山県岡山市北区京橋町10番17号
担当部門 宮浦工場 品質管理部（岡山市南区宮浦221）
電話番号 086-267-2001
緊急連絡先（夜間・休日）宮浦工場 管理室 086-267-2002

整理番号 NA-NAOH-03b

2. 危険有害性の要約

化学品のGHS分類

物理化学的危険性

金属腐食性物質 区分1

健康に対する有害性

急性毒性（経口） 区分4
急性毒性（経皮） 分類できない
急性毒性（吸入：蒸気） 分類できない
急性毒性（吸入：粉塵、ミスト） 分類できない
皮膚腐食性／刺激性 区分1
眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性 区分1
呼吸器感受性 分類できない
皮膚感受性 分類できない
生殖細胞変異原性 分類できない
発がん性 分類できない
生殖毒性 分類できない
特定標的臓器毒性（単回ばく露） 区分1（呼吸器）
特定標的臓器毒性（反復ばく露） 分類できない
誤えん有害性 分類できない

環境に対する有害性

水生環境有害性（急性） 区分3
水生環境有害性（慢性） 分類できない
オゾン層への有害性 分類できない

GHS ラベル要素

絵表示



注意喚起語

危険

危険有害性情報

金属腐食のおそれ
飲み込むと有害
重篤な皮膚の薬傷及び眼の損傷
呼吸器の障害
水生生物に有害

注意書き

特定の危険有害性情報

- ・眼、皮膚などの生体組織に強い腐食性をもつ。
- ・タンパク質を分解する作用があり、付着したものを完全に除かない限り、次第に組織の深部に及ぶおそれがある。特に目に入ると視力の低下や失明をすることがある。

安全対策

- ・他の容器に移し替えないこと。
- ・ミスト、蒸気を吸入しないこと。
- ・取扱後は手をよく洗うこと。
- ・この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。
- ・環境への放出を避けること。
- ・保護手袋、保護衣、保護眼鏡、保護面を着用すること。

応急措置

- ・飲み込んだ場合：口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。
- ・飲み込んだ場合：気分が悪いときは医師に連絡すること。
- ・皮膚（又は髪）に付着した場合：直ちに汚染された衣類を全て脱ぐこと。皮膚を水【又はシャワー】で洗うこと。
- ・汚染された衣類を再使用する場合には洗濯をすること。
- ・吸入した場合：空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
- ・直ちに医師に連絡すること。
- ・眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
- ・ばく露又はばく露の懸念がある場合：医師に連絡すること。
- ・物的被害を防止するためにも流出したものを吸収すること。

保管

- ・施錠して保管すること。
- ・耐腐食性、耐腐食性内張りのある容器に保管すること。

廃棄

- ・内容物、容器を国、都道府県、又は市町村の規則に従って廃棄すること。

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別 混合物（水溶液）
化学名又は一般名 水酸化ナトリウム

成分及び濃度範囲、官報公示整理番号

成分名	化学式	分子量	濃度範囲	化審法	安衛法	CAS No.
水酸化ナトリウム	NaOH	40.00	17～50%	1-410	—	1310-73-2
水	H ₂ O	18.02	50～83%	—	—	7732-18-5

4. 応急措置

吸入した場合

空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。医師に連絡すること。

皮膚に付着した場合

直ちに多量の流水で15分以上洗浄する。皮膚の刺激やぬるぬるした感じがなくなるまで洗い続ける。洗浄が終わるまで被災者を移動させてはいけない。直ちに医師の手当てを受ける。

眼に入った場合

直ちに多量の流水で15分以上洗浄する。まぶたを指でよく開いて、眼球、まぶたのすみずみまで水がよく行きわたるように洗浄する。洗眼が終わるまで被災者を移動させてはいけない。直ちに眼科医の手当てを受ける。

飲み込んだ場合

口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。直ちに医師に連絡すること。

急性症状及び遅発性症状の最も重要な徴候症状

吸入、接触量が多いほど腐食性の症状は急激である。肺水腫などの症状は遅れて発現する場合がある。

応急措置をする者の保護

汚染された衣類や保護具を取り除く。救助者が有害物に触れないよう手袋を使用するなど注意する。誤飲及び吸入の被災者に人工呼吸をする場合には口対口法を用いてはいけない。逆流防止バルブのついたポケットマスクや医療用呼吸器を用いて人工呼吸を行う。

医師に対する特別な注意事項

特になし

5. 火災時の措置

適切な消火剤

粉末消火薬剤、泡消火薬剤、二酸化炭素、砂

使ってはならない消火剤

情報なし

火災時の特有の危険有害性

不燃性であるが、加熱されると腐食性及び毒性のヒュームを発生する恐れがある。水に接触すると、可燃性物質の発火に十分な熱を発生する。

特有の消火方法

消火作業は風上から行う。

速やかに容器を安全な場所に移す。移動不可能の場合は、容器及び周辺に散水して冷却し、容器の破壊を防ぐ。

消火活動を行う者の特別な保護具及び予防措置

消火活動を行う者は状況に応じて耐熱手袋、ゴーグル型保護眼鏡、ゴム長靴、空気呼吸器などを着用する。

6. 漏出時の措置**人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置**

漏出時の処理を行う場合には、必ずゴム手袋、保護眼鏡、保護面、保護衣などを着用する。

漏出した場所の周辺にロープを張るなどして、関係者以外の立ち入りを禁止する。

作業は風上から、保護具を着用して行う。

環境に対する注意事項

漏出した製品が河川などに排出され、環境へ影響を起こさないように注意する。

封じ込め及び浄化の方法及び機材

少量の場合には、乾燥砂、土、おがくず、ウエス等により、出来るだけ密閉できる耐腐食性の空容器に回収する。

本製品は強アルカリなので、盛り土で囲って流出を防止し、安全な場所に導いてから処理する。必要があればさらに希塩酸、希硫酸などで中和する。処理後の土砂等については、都道府県知事の認可を受けた産業廃棄物処理業者に処理を依頼する。

二次災害の防止策

中和処理時、本製品に多量の水や酸を添加する場合、中和熱による突沸を生じる危険性があるので、十分注意する。

7. 取扱い及び保管上の注意**取扱い****技術的対策**

取扱い場所の近くに、緊急時に洗眼及び身体洗浄を行うための設備を設置する。

取扱い後は、手、顔などを良く洗い、うがいをする。

局所排気・全体換気

屋内作業場で使用する場合は局所排気装置を設置する。

安全取扱注意事項

多量の水や酸を添加する場合、突沸を生じる危険性があるので、十分注意する。

接触回避

- ・強アルカリなので、酸性物質との接触を避ける。
- ・アルミニウム、すず、亜鉛等の金属を腐食し、水素ガスを発生する。

適切な衛生対策

- ・取扱い後は、手、顔などをよく洗い、うがいをする。

保管

安全な保管条件

- ・強アルカリなので、酸性物質とは同一場所に保管しない。
- ・通気をよくし、蒸気が滞留しないようにする。
- ・気温の低下により凝固の可能性がある。

技術的対策

開封後は密閉し、空気との接触を避ける。

安全な容器包装材料

軟鋼、銅、アルミニウム、亜鉛に対して腐食性があるため、ステンレスまたはポリエチレン製容器に保管する。

8. ばく露防止及び保護措置

許容濃度等

作業環境管理濃度（安衛法）

設定なし

日本産業衛生学会（2018年度）最大許容濃度

2 mg/m³（常時この濃度以下に保つこと）

米国産業衛生専門家会議（ACGIH）（2018年度）許容濃度（TLV-STEL）

2 mg/m³（15分短時間ばく露、天井値）

設備対策

- ・作業場の近くに手洗い、洗眼、シャワーなどの設備を設ける。
- ・取扱い場所は換気を良くする。

保護具

呼吸器用保護具：空気呼吸器

手の保護具：ゴム製保護手袋

眼、顔面の保護具：保護眼鏡（ゴーグル型）、保護面

皮膚及び身体の保護具：不浸透性保護衣、ゴム製長靴

9. 物理的及び化学的性質

物理状態	液体
色	無色透明
臭い	無臭
融点・凝固点	25%品：-10℃以下 48%品：5～10℃
沸点又は初留点及び沸点範囲	25%品：110℃ 48%品：140℃
可燃性	不燃性
爆発下限界及び爆発上限界／可燃限界	不燃性
引火点	なし
自然発火点	不燃性
分解温度	非該当

pH	14 (1 mol/L)
動粘性率	データなし
溶解度	水：可溶
n-オクタノール／水分配係数 (log 値)	非該当
蒸気圧	データなし
密度及び／又は相対密度	25%品：1.25 g/cm ³ 48%品：1.50 g/cm ³
相対ガス密度	データなし
粒子特性	非該当

※本製品は混合物のため、代表値又は代表的な範囲を記載しています

10. 安定性及び反応性

反応性

通常の取扱い条件では安定である。

化学的安定性

空気中の二酸化炭素を吸収して、炭酸ナトリウムを生成することがある。

危険有害反応可能性

- ・アルカリ性なので、酸と反応し発熱する。
- ・アルミニウム、すず、亜鉛などの金属との反応により水素が発生し、これが空気と混合して引火爆発することがある。

避けるべき条件

水、混触危険物質との接触

混触危険物質

酸化剤、強酸

危険有害な分解生成物

特になし

避けるべき材質

銅、亜鉛、アルミニウム及びこれらの合金

11. 有害性情報

急性毒性（経口）

水酸化ナトリウム

区分4

ウサギ LD50 = 325 mg/kg (区分4) ※SIDS (2002)

急性毒性（経皮）

分類できない

データなし

急性毒性（吸入：蒸気）

分類できない

データなし

急性毒性（吸入：粉塵、ミスト）

分類できない

データなし

皮膚腐食性／刺激性 水酸化ナトリウム	区分1 ウサギ皮膚に5%(4Hr)で重度の壊死を引き起こす。※ACGIH(2001) ブタ皮膚に8%で腐食性を引き起こす。(区分1) ※SIDS(2009)
眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性 水酸化ナトリウム	区分1 ウサギ眼に1.2%以上で腐食性を引き起こす。(区分1) ※SIDS(2009) pHが12以上で強アルカリである。
呼吸器感受性	分類できない データなし
皮膚感受性 水酸化ナトリウム	区分外 ヒト皮膚での感受性試験で感受性は認められなかった。※SIDS(2002)
生殖細胞変異原性 水酸化ナトリウム	区分外 in vivo マウス骨髄小核試験で陰性(SIDS:2002)、in vitro 変異原性 試験のAmes test で陰性(SIDS:2002)から区分外とした。
発がん性	分類できない データなし
生殖毒性	分類できない データなし
特定標的臓器毒性(単回ばく露) 水酸化ナトリウム	区分1(呼吸器) ヒト呼吸器、気道を刺激し肺水腫を引き起こす。(呼吸器:区分1) ※SIDS(2002)、ACGIH(2001)、DFGOT vol.12(1999)
特定標的臓器毒性(反復ばく露)	分類できない データなし
誤えん有害性	分類できない データなし

12. 環境影響情報

生態毒性

水生環境有害性(急性) 水酸化ナトリウム	区分3 甲殻類(ネコゼミジンコ) LC50 = 40.4 mg/L (48Hr) (区分3) ※SIDS(2004)
水生環境有害性(慢性) 水溶液が強塩基になることが毒性の要因と考えられるが、環境水中では緩衝作用により毒性影響が緩和されるため、区分外とした。	分類できない
残留性・分解性	データなし
生体蓄積性	データなし
土壤中の移動性	データなし

オゾン層への有害性

分類できない

当該製品にはモントリオール議定書の附属書に列記された成分を含んでいない。

13. 廃棄上の注意

残余廃棄物

都道府県知事の認可を受けた産業廃棄物処理業者に処理を委託する。中和処理時は、中和熱による沸騰現象を防ぐため、水を加えて希薄な水溶液とし、希釈した酸（希塩酸、希硫酸）で中和した後、更に多量の水で希釈して処理する。

廃アルカリ（pH 12.5 以上）は特別管理産業廃棄物に指定されており、収集・運搬・処分は定められた基準に従って処理する。

汚染容器及び包装

使用済み包装容器は内容物を完全に除去した後、都道府県知事の認可を受けた産業廃棄物処理業者に処理を委託する。

14. 輸送上の注意

国際規則

国連番号 : 1824
国連輸送名 : SODIUM HYDROXIDE SOLUTION
国連分類 : 8 (腐食性物質)
容器等級 : II
海洋汚染物質 : 非該当
MARPOL 73/78 附属書II及びIBCコードによるばら積み輸送される液体物質
: Y 類物質 水酸化ナトリウム溶液

国内規則

陸上規制情報 : 道路法 施行令第19条の13 車両の通行の制限
海上規制情報 : 船舶安全法 危規則 第3条危険物 告示別表第1 腐食性物質に該当
: 海洋汚染防止法 Y 類物質 水酸化ナトリウム溶液
航空規制情報 : 航空法 施行規則 第194条 腐食性物質に該当

15. 適用法令

- ◎労働安全衛生法 第57条 第1項 名称を表示すべき有害物質
水酸化ナトリウム
- ◎労働安全衛生法 第57条 第2項 名称を通知すべき有害物質
水酸化ナトリウム
- ◎化学物質排出把握管理促進法 PRTR 制度対象物質
非該当
- ◎毒物及び劇物取締法 第2条別表第2 劇物
水酸化ナトリウム
- ◎食品衛生法 施行規則別表第1
人の健康を損なうおそれのない添加物に該当
指定添加物（用途：製造用剤）（食品添加物用途のみ該当）

- ◎消防法 危険物
非該当
- ◎医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律
劇薬（日本薬局方品のみ該当）
- ◎水道法 第4条第2項
有害物質
- ◎輸出貿易管理令
別表第1（リスト規制）1項～15項、及び別表第2にかかる該当貨物ではない。

16. その他の情報

引用文献

- ・JIS Z 7253：2019
- ・厚生労働省 職場のあんぜんサイト モデル SDS
- ・緊急時 応急措置指針
- ・無機化学ハンドブック（技報堂）、化学便覧（日本化学会編）

記載内容の取扱い

記載内容は現時点で入手できた資料、情報、データに基づいて作成しておりますが、物理化学的性質、危険性情報、有害性情報、環境影響情報などに関しては、いかなる保証をなすものでもありません。また記載内容は通常の実用性を対象としたもので、特殊な取扱いの場合は用途、用法に適した安全対策を実施の上、お取り扱い願います。

以上